

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和6年度 学校基本調査

不就学学齢児童生徒調査票

—令和6年5月1日現在—

都道府県番号	市町村番号	類型
		8

不

(様式第18号)

統計法に基づく基幹統計調査

秘



1 教育委員会の所在地	〒 (市区郡) (町村) (番地)	2 教育委員会名
----------------	-------------------	-------------

報告者	取扱者	氏名	電話 () ()
-----	-----	----	------------

3 教育委員会の設置類型別 (該当する項の番号を票右 上の類型に記入する。)	1 市(区)町村 2 全部教育事務組合 3 一部教育事務組合 4 共同設置
--	--

区 分			6 歳		7 歳		8 歳		9 歳		10 歳		11 歳		計(6~11歳)		12 歳		13 歳		14 歳		計(12~14歳)				
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
4 理由別就学免除者及び就学猶予者数	就学免除者	病弱・発育不完全	1	0	1	0																					
		児童自立支援施設又は少年院にいるため	1	0	2	0																					
		重国籍のため	1	0	3	0																					
		その他	1	0	4	0																					
		計	※	1	0	5	0																				
就学猶予者	就学猶予者	病弱・発育不完全	1	0	6	0																					
		児童自立支援施設又は少年院にいるため	1	0	7	0																					
		重国籍のため	1	0	8	0																					
		その他	1	0	9	0																					
		計	※	1	1	0	0																				
5 1年以上居所不明者数	※	1	1	1	0																						
6 学齢児童生徒死亡者数 (令和5年度間、令和5年4月1日現在の満年齢で記入する)	※	1	1	2	0																						

調査票の扱い

- 電子調査票による提出の場合は、回答データの送信をもって調査票の提出となるため、紙の調査票の提出は必要ありません。
- 紙の調査票による提出の場合は、同じものを4部作成し、1部を控とし、3部を都道府県から指示された方法で提出する。
- 調査票記入後は、検算できるところは検算し、前年度の数値と比べて著しい差がないか等、誤りのないよう確認してください。

記入上の注意

- この調査票の結果処理は電子計算機によって行うので、処理の際に誤りを生じないように、調査票を記入、作成するに当たっては、特に次の点に注意する。
- 調査票の各欄に数字を記入する際は、各欄の桁目の右側につめて記入する。例えば

--	--	--

 の欄に「35」と記入する場合は、

	3	5
--	---	---

 のように記入する。また、該当する数値がない場合は、空欄とし、「0」は記入しない。
 - 数字は、1桁ごとに1字ずつ、ていねいに記入し、桁目からはみ出さないようにする。
 - 「都道府県番号」、「市町村番号」及び「教育委員会の設置類型別」の各欄は必ず記入する。市町村番号の記入にあたって設置類型別が「2~4」の時は、その教育委員会の所在市町村番号とする。
 - その他、都道府県等から指示があった場合は、その指示に従って調査票を作成する。

調査事項の説明

- 教育委員会の設置類型別 該当する項の番号を右上欄外の「類型」に記入する。
- 理由別就学免除者及び就学猶予者数「就学免除者」及び「就学猶予者」とは、5月1日現在市町村教育委員会から就学の免除又は猶予を受けている者をいう。年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢による。

年齢早見表 (令和6年4月1日現在)

満年齢	生年月日の範囲	満年齢	生年月日の範囲
6 歳	平成29年4月2日~平成30年4月1日	11 歳	平成24年4月2日~平成25年4月1日
7 歳	28 " ~ 29 "	12 歳	23 " ~ 24 "
8 歳	27 " ~ 28 "	13 歳	22 " ~ 23 "
9 歳	26 " ~ 27 "	14 歳	21 " ~ 22 "
10 歳	25 " ~ 26 "		

- 1年以上居所不明者数 1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている者と同様に、別に編製されている簿冊(簿冊に相当するもの(電子ファイル・データベース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの)を含む)に記載(記録)されている者(昭和32年2月25日付け文初財第83号文部省初等中等教育局長通達「学齢簿および指導要録の取扱について」(4)に基づく者)の数を5月1日現在で記入する。年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢による。
- 学齢児童生徒死亡者数 この欄には、令和5年度の学齢児童生徒のうち、令和5年度間(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)に死亡した者の数を年齢別に記入する。この場合の年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢による。

補注

- 外国人は、対象から除外する。
- 小・中学校等に在学する外国人を除く「学齢児童生徒」に、この調査票で報告される「就学免除者」、「就学猶予者」、「1年以上居所不明者」を加えた数が、原則として6歳から14歳の人口に等しくなる。